

平成29年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの管理運営費	高齢社会課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
29,422	平成 30 年 ~ 31 年度					29,422

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意・工夫により鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの運営の効率化と質的向上を図る。

【事業の内容】

鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務のほか、自立して生活することに不安があると認められる高齢者に対する住居の提供、各種の相談及び助言、緊急時の対応その他高齢者等の福祉の増進に必要な事業の実施。

【これまでの関連する取組み】

平成28年度から2年間指定管理者制度により施設の維持管理、運営を委託し、高齢者福祉サービスを提供した。

現指定管理者 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 (指名指定)
 前回債務負担額 平成28年度～29年度 20,096千円
 指定管理料 (H28～29)各10,048千円 計20,096千円

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、次のとおり。

1. 指名を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補を選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 1～2月中に基本協定書の締結。
6. 4月1日より管理開始。